

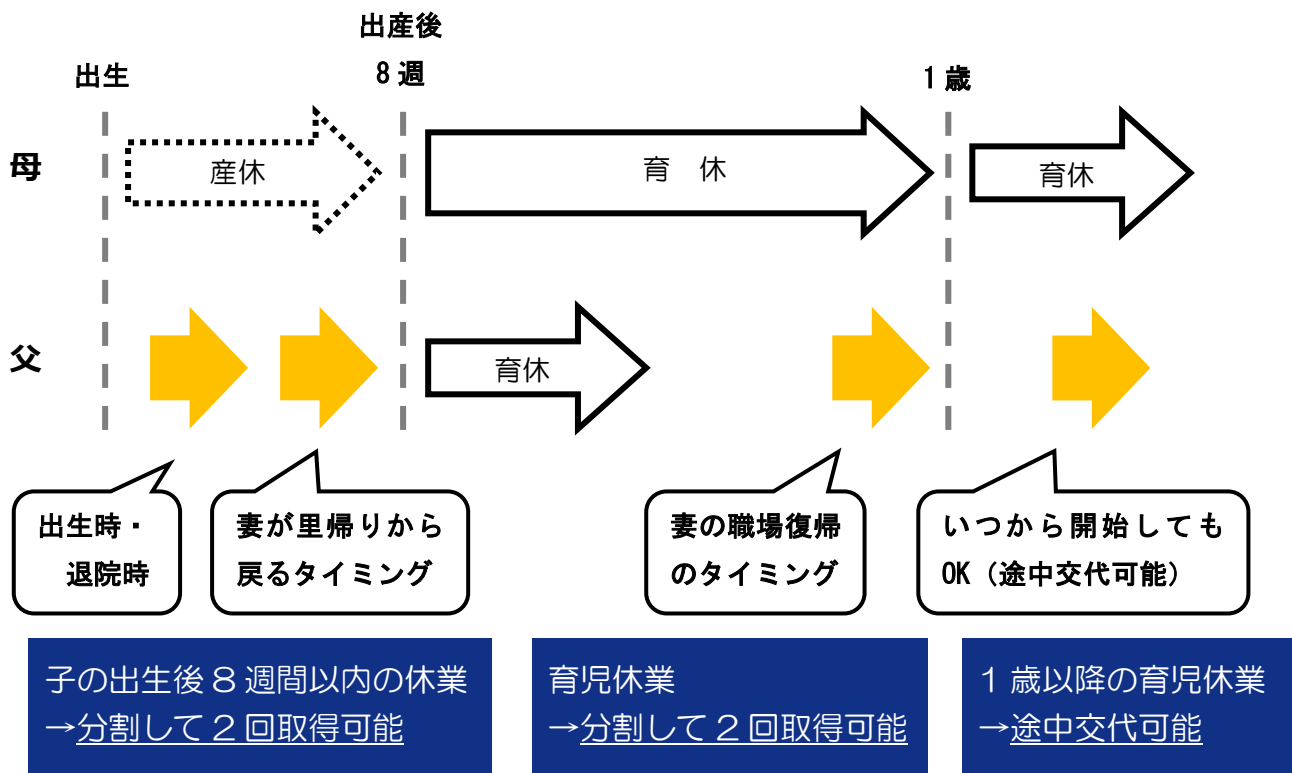
# 育児・介護休業法が大きく改正されます！ ～男性の育児休業が取得しやすくなります～



育児・介護休業法が改正され、産後 8 週間に育児休業を取りやすく、また分割して取得できるようになります。(詳細は追って省令等で定められます。)

## 改正により実現できる働き方・休み方 (イメージ)

※施行日は公布後 1 年 6 カ月以内の政令で定める日



令和 4 年 4 月 1 日から

- ✓ 育児休業等の制度について説明し、取得の意向を個別に確認することが事業主の義務になります。
- ✓ 入社して 1 年未満の有期雇用労働者でも育児休業が取得できるようになります。

令和 5 年 4 月 1 日から

- ✓ 従業員数 1,000 人超の企業は、育児休業等の取得状況の公表が義務付けられます。

**【お問い合わせ先】**  
 千葉労働局雇用環境・均等室【指導】 (〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎)  
 電話 : 043-221-2307 FAX : 043-221-2308